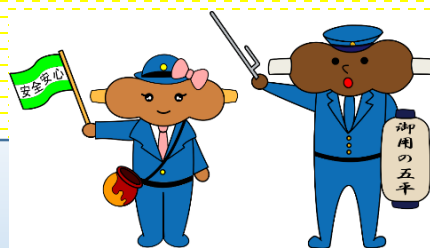


中津川警察署からのお知らせ



自転車利用時は 必ずヘルメットの着用を！



道路交通法の一部改正（令和5年4月1日施行）により、全ての自転車利用者に対する**乗車用ヘルメット着用が努力義務化**されました。

※「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」では自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化されています。

ヘルメットで頭部を守る！

自転車乗車中の死亡事故では、ヘルメット非着用時の損傷部位は半数以上が頭部となっています。

また、ヘルメット着用・非着用の致死率を比較すると、**ヘルメット非着用の場合、2.8倍も致死率が高い**です。

ヘルメット着用状況別の致死率



ヘルメットは子どもだけのものではありません。

命を守るために、年齢を問わず、**自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう！**